第二十五条の二十五中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五　基本方針に即したものであること。

第二十五条の三十中「第二十三条の二」を「第二十三条の三」に改める。

第二十六条中「設置、改築、修繕、維持その他の」を削る。

第三十一条中「第二十三条の二」を「第二十三条の三」に改める。

第三十一条の四を削る。

第三十一条の三中「第二条の二第五項」を「第二条の四第五項」に改め、「設置、改築、修繕、維持その他の」を削り、同条を第三十一条の七とし、同条の次に次の一条を加える。

（災害の発生時における連携及び協力の確保）

第三十一条の八　国、都道府県、市町村及び下水道管理者並びにその他の関係者は、災害の発生時における速やかな下水道の復旧を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

第三十一条の二第一項中「第三条第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「設置、改築、修繕、維持その他の」を削り、同条を第三十一条の六とする。

第三章の次に次の一章を加える。

第三章の二　下水道管理者の間の連携等

（広域連携推進計画）

第三十一条の二　都道府県は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該都道府県の区域内において下水道管理者の間の連携等を推進する必要があると認める場合には、下水道管理者の間の連携等の推進に関する計画（以下「広域連携推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2　広域連携推進計画においては、下水道管理者の間の連携等を推進する区域（以下「計画区域」という。）を定めるほか、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一　下水道管理者の間の連携等の推進に関する基本的な事項

二　計画区域における公共下水道、流域下水道又は都市下水路の現況及び将来の見通し

三　計画区域において下水道管理者の間の連携等に必要な措置に関する事項

四　計画区域において下水道管理者の間の連携等を行うに当たり必要な施設整備に関する事項

3　前項第三号に掲げる事項には、市町村における公共下水道の管理の実施体制その他の地域の実情を勘案して、当該市町村が管理する公共下水道の管理（設置を除く。以下この項及び第六項において同じ。）を都道府県が行うことが適当であると認められるときは、当該都道府県による当該公共下水道の管理に関する事項を記載することができる。

4　第二項第三号に掲げる事項には、第三十一条の五第一項の規定に基づく連携協力下水道の管理に関する事項を記載することができる。

5　都道府県は、広域連携推進計画を定めようとするときは、関係下水道管理者の同意を得なければならない。

6　市町村である公共下水道管理者は、第三項の規定により当該市町村が管理する公共下水道の管理に関する事項が定められている広域連携推進計画について前項の同意をしようとするときは、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

7　下水道管理者の間の連携等を推進しようとする二以上の公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、共同して、都道府県に対し、国土交通省令で定めるところにより、広域連携推進計画を定めることを要請することができる。

8　都道府県は、前項の規定による要請があつた場合において、下水道管理者の間の連携等を推進する必要があると認めるときは、広域連携推進計画を定めるものとする。

9　都道府県は、広域連携推進計画を定めようとする場合において、次条第一項に規定する都道府県協議会が組織されているときは、当該広域連携推進計画に定める事項について当該都道府県協議会における協議をしなければならない。

10　都道府県は、広域連携推進計画を定めたときは、遅滞なく、国土交通大臣に報告するとともに、関係下水道管理者に通知しなければならない。

11　都道府県は、広域連携推進計画を定めたときは、これを公表するよう努めなければならない。

12　第五項から前項までの規定は、広域連携推進計画の変更について準用する。

（都道府県協議会）

第三十一条の三　広域連携推進計画を定めようとする都道府県は、広域連携推進計画の作成及び実施に関し必要な協議を行うための協議会（以下「都道府県協議会」という。）を組織することができる。

2　都道府県協議会は、次に掲げる構成員をもつて構成する。

一　広域連携推進計画を定めようとする都道府県

二　関係下水道管理者

三　学識経験を有する者その他の当該都道府県が必要と認める者

3　第一項の規定により都道府県協議会を組織する都道府県は、都道府県協議会において同項に規定する協議を行おうとするときは、前項第二号に掲げる者であつて都道府県協議会の構成員であるものに、当該協議を行う事項を通知しなければならない。

4　前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならない。

5　都道府県協議会において協議が調つた事項については、都道府県協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならない。

6　前各項に定めるもののほか、都道府県協議会の運営に関し必要な事項は、都道府県協議会が定める。

（管理者協議会）

第三十一条の四　二以上の公共下水道管理者、流域下水道管理者又は都市下水路管理者は、下水道管理者の間の連携等による下水道の管理の効率化に関し必要な協議を行うための協議会（以下「管理者協議会」という。）を組織することができる。

2　管理者協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。

一　関係地方公共団体

二　下水道の管理の効率化に資する措置を講ずることができる者

三　学識経験を有する者その他の管理者協議会が必要と認める者

3　管理者協議会において協議が調つた事項については、管理者協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4　前三項に定めるもののほか、管理者協議会の運営に関し必要な事項は、管理者協議会が定める。

（連携協力下水道の管理）

第三十一条の五　隣接し、又は近接する二以上の市町村の区域に存する公共下水道、流域下水道又は都市下水路のうち、その管理を関係下水道管理者間における連携及び協力により効率的かつ効果的に行う必要があるもの（以下「連携協力下水道」という。）については、関係下水道管理者は、第三条、第二十五条の二十二及び第二十六条の規定にかかわらず、協議して別にその管理の方法を定めることができる。

2　第三十一条の二第四項の規定により広域連携推進計画に前項の規定に基づく当該連携協力下水道の管理に関する事項が定められた場合においては、当該連携協力下水道の管理の方法は、当該広域連携推進計画に即したものでなければならない。

3　第一項の規定による協議が成立した場合においては、関係下水道管理者は、成立した協議の内容を公示しなければならない。

4　第一項の規定による協議に基づき関係下水道管理者がその管理する下水道以外の連携協力下水道を管理する場合においては、これらの者は、政令で定めるところにより、当該連携協力下水道の管理者に代わつてその権限を行うものとする。

5　連携協力下水道の管理に要する費用の負担については、関係下水道管理者が協議して定めるものとする。

第四十二条第一項中「第三十一条の二」を「第三十一条の六」に改め、同条第二項中「設置、改築、修繕、維持その他の」を削る。